

那須烏山市公告第246号

一般競争入札の実施について（公告）

一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 67 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき公告します。

令和 6 年 9 月 30 日

那須烏山市長 川 俣 純 子

記

- 1 入札に付する事項 公用車（1 t トラック）賃貸借
※長期継続契約
（別紙仕様書のとおり）
- 2 契約書作成の要否 要
- 3 入札参加申込締切日 令和 6 年 10 月 7 日（月）午後 5 時まで
- 4 入 札 日 時 令和 6 年 10 月 18 日（金）午後 1 時 30 分
- 5 入 札 場 所 那須烏山市役所 烏山庁舎
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 有（ただし、契約保証金の免除に該当する場合には免除）
- 7 入札参加資格条件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 公告日現在で、那須烏山市入札参加資格登録業者名簿の業種分類「賃貸借」に登録されている者であること。
 - (4) 那須烏山市暴力団排除条例（平成 23 年 3 月条例第 1 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (5) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

8 入札参加申請手続

入札参加要領及び仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加すること。

9 入札方法等

- (1) 落札決定にあたっては、この賃貸借契約の履行に必要なすべての経費（別紙仕様書に記載）を履行期間の 60 ヶ月で除して得た額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、~~入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。~~
- (2) 入札は郵送によることとし、持参による入札は認めない。
- (3) 開札の結果、落札者が決定されない場合は、中止とする。

10 入札の無効等に関する事項

- (1) 参加資格条件のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- (2) 所要事項の記載及び押印がない入札書による入札
- (3) 入札金額の記載のない入札又は見積書と金額が一致しない入札

11 落札者の決定方法

那須烏山市入札事務取扱規程（平成 17 年 10 月規程第 20 号）第 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると市長が認めた場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、最低の価格が同額であった場合は、くじによって落札者を決定する。

12 必要書類提出先

〒321-0692 栃木県那須烏山市中央 1 - 1 - 1

那須烏山市総務課契約管財グループ 電話 0287-83-1117

13 本入札に適用する契約条項等

- ・ 那須烏山市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成 17 年 10 月条例第 41 号）
- ・ 那須烏山市契約規則（平成 24 年 5 月規則第 33 号）
- ・ その他関係法令 以上